川崎汽船企業行動憲章実行要点

川崎汽船は、「グループ企業行動憲章」の実行に際し、以下の要点を自社の行動指針とする。

1. 人権の尊重

当社グループの事業活動に関わる全てのステークホルダーの人権を尊重する。また、グループ従業員の安全で働きやすい職場環境の整備・向上を図り、ゆとりと豊かさを実現する。

1-1　全ての人々の人権を尊重するとともに、自らの事業活動において影響を受ける人々の人権の侵害や差別を行わず、間接的にも人権侵害に加担をしないように努める。
1-2　人権に関する国際規範を尊重し、「川崎汽船グループ人権基本方針」を遵守するとともに、事業を行う国・地域における労働や人権に関する法令の遵守に努める。
1-3　人権への負の影響を最小化するため、人権デューディリジェンスを行い事業に関連する顕在的・潜在的な人権リスクを評価し負の影響を防止または軽減するための措置を講じる。
1-4　事業活動を行う地域の先住民など、人権侵害を受けやすい社会的に立場の弱い人の権利を尊重するとともに、包摂的な社会づくりに貢献する。
1-5　従業員に対して、長時間労働を含む労働の強制を行わず、債務労働や人身売買および奴隷的労働を含めた一切の強制労働は意図せぬ加担も含めてこれを排除し、また児童労働の実効的な排除に努める。
1-6　従業員の多様性を尊重し、雇用や処遇の面で、国籍、人種、民族、性別、性的指向、性自認、信条、宗教、障がいの有無を含むいかなる理由による差別をせず、平等な扱いに努める。
1-7　パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなど、あらゆる形態のハラスメントや個人の尊厳を傷つけるような誹謗や中傷を禁止し、万一該当する事態が生じた場合には迅速かつ適切な対応を行う。
1-8　従業員一人ひとりがその能力を最大限に発揮し自己実現を図ることができるよう、キャリアプランと人材活用との調和を目指し、適正な人材配置と教育研修等諸制度の充実を図る。
1-9　従業員を個人として正当に評価し、公正と平等の精神で取り扱い、客観的で公正な人事考課を行う。
1-10 ワークライフバランスの推進のため勤務時間や休暇等の諸制度の整備に努める。
1-11 健康に配慮した経営を推進するため、職場の衛生を適切に管理し、安全で働きやすい職場環境の整備に取り組み、従業員自身の心身の健康管理を支援する。
1-12 職場の十分な保安体制を構築し従業員の安全を確保する。外部のセキュリティ要員（武装した警備員など）を使用する際は、地域の住民の権利を不当に侵害しないことを確保する。
1-13 災害対策においては、非常物資の備蓄や安否確認システムの構築等、従業員とその家族の安全確保および支援の体制を整える。

2. 法令や社会規範の遵守

国内外の法令や社会規範を遵守し、公正、透明、自由な競争および適正かつ誠実な事業活動を行う。

2-1　事業を展開している各国の競争法、腐敗防止・反贈収賄法、知的財産権の保護やインサイダー取引の禁止に関する法令、安全保障貿易管理に関する法令や、これらに関連する国際条約・国際ルールおよび倫理・道徳等社会規範を遵守する。
2-2　公正・公平な競争に関する各国の規制は、公正、透明で自由な競争を維持するための基本ルールであることを認識し、これに違反する行動や協定の締結は行わず、また優越的な地位を利用しない。
2-3　取引先および関係者との健全かつ公正な関係を維持し、適正な方針に基づき責任ある調達や取引を行う。
　①　取引先の選定にあたっては、公平に機会を設け、品質、価格、納期などに加え、社会や環境への配慮を含めた公正な評価により判断する。
　②　法令、社会規範および企業倫理を遵守した調達活動を行い、取引先および関係者との相互の信頼・協力関係を築く。
　③　人権尊重、労働安全衛生、環境保全等、社会的責任と持続可能性に配慮した調達活動を行う。
　④　取引先と適正な取引を行い、サプライチェーン全体の共存共栄を図る。取引対価等の取引条件の決定に際しては、協議の機会を定期的に設けるなど、十分な協議を行う。
　⑤　調達活動を通じて得た情報を適切に管理する。
2-4　政治・行政とは透明度の高い関係を維持し、健全かつ正常な関係を保つ。
2-5　社内外を問わず、一般的な商慣習を逸脱した過分な接待、贈答、金品などの授受を行わない。
2-6　贈収賄はもとより、不当な利益や優遇措置の取得・維持を目的とする接待、贈答、金品などの授受を行わな

い。

2-7　役職員による、自己や第三者の利益のために会社の利益を損なう行為を許容しない。

2-8　自社の知的財産の適切な保護と活用に努めるとともに、他者の知的財産を尊重する。

2-9　内部者取引やそれと疑われる行為を防止するために社内規則を整備し、グループ関係者全員に周知徹底を図る。

2-10 法令・規範遵守（コンプライアンス）体制について内部通報制度を含め整備し、遵守状況を監視するとともに、問題が発生した場合には適切に対応する。

2-11 内部通報等の適用法令・ポリシーを遵守したことによってグループ関係者に対する不利益な取扱いをしない。

2-12 安全保障貿易管理に関する法令の遵守を徹底するために必要な体制を整備する。

2-13 自社の機密情報を適正かつ厳格に保護・管理し企業活動に活用する。

2-14 顧客、取引先、従業員等から入手した個人情報・顧客情報・プライバシーに関する情報は、法令や社会規範に則り、厳重に管理する。

3. 全てのステークホルダーからの信頼の獲得・維持・向上

顧客や取引先をはじめ、株主、従業員、政府、地域社会・国際社会など、全てのステークホルダーからの信頼の獲得に努めるとともに、その維持・向上を図る。

3-1　株主、投資家などのステークホルダーと広くコミュニケーションを図るために、経理・財務等正確な会計記録や税務管理を含む事実および企業情報を適時適切に開示する。

3-2　株主総会やインベスター・リレーションズ（IR）活動を通じて、株主・投資家などとのコミュニケーションを促進する。

3-3　広告・広報活動においては、ソーシャルメディアの利用による活動も含め、関係する法令、規則、指針、企業倫理を遵守する。また、虚偽や誇大な表現を排除すると共に社会的差別や人権侵害に当たらないように十分配慮し、公正・正確かつ適切な情報・内容・表現とする。

3-4　顧客にサービスに関する適切な情報を提供し、問合せには迅速かつ誠実に対応する。

3-5　国際海上輸送の公共性に鑑み社会公共の利益との調和に配慮する。

3-6　ノウハウの提供や人材育成などの協力、関係企業・団体等との友好を深めること等により、それぞれの国の発展に寄与する。

3-7 取引先にも、当社のサステナビリティへの取り組みについての理解を得るよう努め、また、必要に応じて取引先の取り組み態勢の整備を求める。

4. 安全運航の推進

船舶の安全運航および乗組員と貨物の安全確保に最優先課題として取り組むとともに、顧客を第一に考えた、より高品質で安全かつ最適なサービスの提供に努める。

4-1　安全運航とそれによってもたらされる地球・海洋環境の保全を最優先課題と位置付け、当社が提供する国際海上輸送を中心としたサービスの安全性と品質を確保する。

4-2　安全運航による社会への貢献を果たすために、危機管理体制を含む安全運航管理体制の充実、船舶管理体制の強化、海事技術者の確保・育成を推進する。

5. 環境問題解決への主体的な取り組み

持続的な社会の実現に向け、環境問題への取り組みを人類共通の課題と認識し、企業の活動と存続に必須の要件であると位置付けるとともに、自社・社会の低炭素化および脱炭素化に主体的に取り組む。

5-1　グループ方針である 2050 年 GHG 排出ネットゼロに向けて、サプライチェーン全体で環境負荷の低減活動を推進し、地球規模の脱炭素社会の構築に貢献する。

5-2　エネルギーや資源の有効活用（グリーン・シップリサイクルなど）を通じて、循環型社会の形成に取り組む。

5-3　事業活動が与える環境負荷の継続的な低減を行うため、環境保全を実現するための環境目的および目標を設定し、環境負荷の低減に資する技術開発や新たなビジネスモデルの構築に努める。

5-4　事業活動におけるあらゆる環境リスクを考慮し、その対策に取り組む。

5-5　バラスト水の移動や船体付着物による生態系への影響を最小化するなど、生物多様性の保全と持続可能な社会の実現への取り組みを推進する。

6. デジタルトランスフォーメーション（DX）とイノベーションの促進

DX とイノベーションを通じ、変革をいとわず安全・環境・品質に磨きをかけ、顧客や社会に対して新たな価値を提供する。

6-1　低炭素・脱炭素社会の構築に取り組むため、安全・環境・品質面でのイノベーションの追求に取り組む。
6-2　情報・業務プロセス及び船舶のデジタライゼーションを一層進め、データやデジタル技術の活用により、安全・環境・品質のコアバリューを磨き上げ、競争力の源泉として付加価値を向上する。

7. 社会貢献活動への取り組み

良き企業市民として、持続的な社会の実現のため、社会貢献活動に積極的に取り組む。

7-1　社会貢献活動を推進するための体制を確立する。
7-2　国内外の社会的課題について情報を収集し、経営理念などを踏まえつつ、優先的に取り組むサステナビリティに関する課題の領域を特定し、経営資源を活用して社会貢献活動を推進する。
7-3　NPO・NGO・地域社会・行政・国際機関など、幅広いステークホルダーとの連携・協働によって、積極的に社会貢献活動を行う。
7-4　従業員のボランティア活動等自発的な社会参加を支援する。
7-5　災害、海難事故等における救援や支援に備え、有事においては必要な物資の輸送等、ノウハウ・技術を生かした社会的貢献に努める。
7-6　社会的貢献を目的とした寄付・協賛については、透明性・合理性のある拠出対応を行うとともに、不当な利益供与や不正支出に該当しないよう、関連する法令・社会規範を遵守する。

8. リスク対策の徹底

事業活動全般に生じ得るさまざまなリスクを認識し、企業の社会的責任を果たすべく、リスク対策を徹底する。

8-1　サイバー攻撃やテロなどを含む種々のリスクについて、持続的な事業継続ができる範囲内に収めるべく対処し、また、リスクが顕在化したときに経営への影響を極小化すべく、対応方針を予め定める。
8-2　大規模自然災害や感染症などの緊急事態に備え、平時より事業継続計画を整備し、対応能力の向上に努める。
8-3　関係官庁や関係団体と連携し、反社会的勢力の排除に取り組むとともに、被害防止のために全社をあげて法に則して対応する。

川崎汽船株式会社の経営者は、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範のうえ、社内及びグループ企業に徹底し、その実現のために実効ある社内体制を確立するとともに、取引先等にも本憲章の精神の実現について協力を求める。経営者は、危機管理の視点に立って、本憲章に反するような事態の発生を予防するための社内体制を整備し、そのような事態が発生したときには、経営者自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努めるとともに、迅速かつ的確に情報を公開する。

以　上

制定　2006 年 12 月 22 日
改正　2012 年８月 31 日
改正　2025 年４月１日